平成２７年（フ）第１６５４号
名古屋市中区金山２丁目１番10号　フォーエバー金山503号
債務者　山本朱美こと　劉　　朱実
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻井　義也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３７１号
大阪市東淀川区上新庄３丁目１番33―306号
債務者　村上　優子
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白井　一成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５０号
大阪市中央区上本町西１丁目４番23―304号
債務者　山本　哲司
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱永　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５６号
鹿児島県熊毛郡南種子町茎永156番地３
債務者　牧瀬　市子
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　周平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第７３号
埼玉県久喜市江面911番地30
債務者　近藤　喜幸
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白鳥　敏男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７４号
埼玉県久喜市江面911番地30
債務者　近藤眞由美
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白鳥　敏男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６０号
相模原市南区相武台団地２丁目２番２―13号
債務者　住田　一憲
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江﨑　智彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４２５号
愛知県安城市昭和町６番３号　ロードリッチ106、前住所愛知県安城市桜町12番23号　ネバーランド403
債務者　松本建築こと　松本　将季
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　未央子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月31日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１４６５号
名古屋市中区新栄１丁目43番５号　リベラル６Ｃ号
債務者　服部　一生
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　不破　佳介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４９号
茨城県水戸市渡里町2906番地の１　ラ・フォンテーヌＢ棟201号
債務者　藤木　純市
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　正憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月20日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３８２号
茨城県那珂市菅谷4012番地
債務者　須加野　茂
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　雅子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第６３号
熊本市東区東町３丁目２番18―802号、住民票上の住所熊本県天草市牛深町1535番地15
債務者　荒田　　悟
1　決定年月日時　平成28年２月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山野　史寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２１号
北海道苫小牧市寿町１丁目２番４号
債務者　谷藤　泰和
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第２２号
北海道苫小牧市寿町１丁目２番４号
債務者　谷藤　宏美
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第６２号
仙台市太白区中田７丁目６番１―421号
債務者　鈴木朝千子
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第８号
茨城県ひたちなか市西光地２丁目18番地１ご長寿くらぶ215号
債務者　小泉　芳美
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１５号
茨城県水戸市見川４丁目622番地の１　タウニーロイヤルⅠ・301号
債務者　岡村智恵子
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
水戸地方裁判所